

議案第 5 2 号

羽曳野市立教育・保育施設設置条例の制定について

羽曳野市立教育・保育施設設置条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 10 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園を含む教育・保育施設の設置及びその管理に関する事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立教育・保育施設設置条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 7 条第 4 項に規定する教育・保育施設(以下「教育・保育施設」という。)の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定こども園の設置)

第 2 条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
羽曳野市立認定こども園こども未来館 たかわし	羽曳野市恵我之荘 2 丁目 10 番 13 号

(幼稚園の設置)

第 3 条 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
羽曳野市立古市幼稚園	羽曳野市古市 4 丁目 2 番 10 号
羽曳野市立埴生幼稚園	羽曳野市伊賀 5 丁目 8 番 1 号
羽曳野市立丹比幼稚園	羽曳野市郡戸 255 番地の 1
羽曳野市立西浦幼稚園	羽曳野市西浦 1077 番地
羽曳野市立高鷲南幼稚園	羽曳野市高鷲 2 丁目 19 番 10 号
羽曳野市立羽曳が丘幼稚園	羽曳野市羽曳が丘 6 丁目 8 番 1 号
羽曳野市立駒ヶ谷幼稚園	羽曳野市駒ヶ谷 327 番地の 1
羽曳野市立白鳥幼稚園	羽曳野市白鳥 3 丁目 11 番 8 号
羽曳野市立古市南幼稚園	羽曳野市南古市 1 丁目 9 番 16 号

羽曳野市立恵我之荘幼稚園	羽曳野市南恵我之荘 6 丁目 14 番 11 号
羽曳野市立埴生南幼稚園	羽曳野市桃山台 2 丁目 3 番 28 号
羽曳野市立西浦東幼稚園	羽曳野市広瀬 97 番地の 1
羽曳野市立高鷲北幼稚園	羽曳野市島泉 5 丁目 3 番 20 号

(保育園の設置)

第 4 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所(以下「保育園」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
羽曳野市立向野保育園	羽曳野市向野 523 番地
羽曳野市立下開保育園	羽曳野市古市 1394 番地
羽曳野市立軽里保育園	羽曳野市軽里 3 丁目 222 番地
羽曳野市立島泉保育園	羽曳野市島泉 1 丁目 16 番 6 号
羽曳野市立はびきの保育園	羽曳野市はびきの 4 丁目 20 番 17 号

(入園資格)

第 5 条 幼保連携型認定こども園に入園できる者は、次のとおりとし、入園年齢については、市長が別に定める。

(1) 本市に居住する者であって法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

(2) 法第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

2 幼稚園に入園できる者は、本市に居住する者であって法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもとし、入園年齢については、羽曳野市教育委員会(以下「委員会」という。)が別に定める。

3 保育園に入園できる者は、法第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもとし、入園年齢については、市長が別に定める。

(入園許可)

第 6 条 幼保連携型認定こども園又は保育園に入園させようとする子どもの保護者は、市長の許可を受けなければならない。

2 幼稚園に入園させようとする子どもの保護者は、委員会の許可を受けなければならない

ない。

(入園許可の取消し等)

第7条 市長又は委員会は、別に定めるところにより、入園の許可を取り消し、又は登園を制限し、若しくは停止することができる。

(延長保育及び預かり保育)

第8条 幼保連携型認定こども園及び保育園においては、延長保育(法第59条第2号に規定する時間外保育をいう。)を実施することができる。

2 幼保連携型認定こども園及び幼稚園においては、預かり保育(法第59条第10号に規定する一時預かり事業をいう。)を実施することができる。

3 第1項の延長保育及び前項の預かり保育を実施する教育・保育施設は、市長又は委員会が別に定める。

(利用者負担額等)

第9条 第2条から第4条までの教育・保育施設において教育若しくは保育を受け、又は前条第1項の延長保育若しくは同条第2項の預かり保育を受けた場合に子どもの保護者が負担する費用等は、羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成26年羽曳野市条例第30号)の定めるところによる。

(委任)

第10条 幼保連携型認定こども園及び保育園の管理運営に関し必要な事項は、市長が定める。

2 幼稚園の管理運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 羽曳野市立幼稚園条例(昭和31年羽曳野市条例第39号)

(2) 羽曳野市立保育園条例(昭和33年羽曳野市条例第90号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際、前項の規定による廃止前の羽曳野市立幼稚園条例第1条第5

号に規定する高鷲幼稚園に係る委員会の許可を受けている幼児の保護者は、この条例の施行の日において、羽曳野市立認定こども園こども未来館たかわしに係る第6条第1項の市長の許可を受けたものとみなす。

(準備行為)

- 4 第6条に規定する入園の許可に係る準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

幼稚園長	月額 20,000 円	上記に同じ
------	-------------	-------

」を

「

幼稚園長	月額 20,000 円	上記に同じ
認定こども園長	月額 20,000 円	上記に同じ

」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 6 一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)の一部を次のように改正する。

第25条第2号中「市立保育園」の次に「及び市立認定こども園」を加える。

(嘱託員の報酬等に関する条例の一部改正)

- 7 嘱託員の報酬等に関する条例(平成24年羽曳野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「市立保育園」の次に「及び市立認定こども園」を加える。

(一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正)

- 8 一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例(平成24年羽曳野市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第 22 条第 8 項第 1 号中「市立保育園」の次に「及び市立認定こども園」を加える。  
(羽曳野市立小学校、中学校及び幼稚園の学校医等の公務災害補償に関する条例の一部改正)

- 9 羽曳野市立小学校、中学校及び幼稚園の学校医等の公務災害補償に関する条例(平成 14 年羽曳野市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

羽曳野市学校医等の公務災害補償に関する条例

第 1 条中「小学校、中学校及び幼稚園」を「学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)をいう。)」に改める。

第 2 条中「教育委員会」の次に「(幼保連携型認定こども園の学校医等に係るものにあつては、市長。以下同じ。)」を加える。

第 6 条中「教育委員会規則で」を「教育委員会が別に」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

- 10 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 430 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「羽曳野市立小学校、中学校及び幼稚園の学校医等の公務災害補償に関する条例」を「羽曳野市学校医等の公務災害補償に関する条例」に改める。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新			旧		
別表			別表		
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額
省略			省略		
幼稚園長	月額 20,000 円	上記に同じ	幼稚園長	月額 20,000 円	上記に同じ
認定こども園長	月額 20,000 円	上記に同じ			
羽曳野市社会教育委員	日額 10,000 円	上記に同じ	羽曳野市社会教育委員	日額 10,000 円	上記に同じ
省略			省略		



一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(給与からの控除)</p> <p>第 25 条 職員の給与からの控除は法令で認められたもののほか、次で掲げるものについて行うことができるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>市立保育園及び市立認定こども園</u>に勤務する職員の給食費の額</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(給与からの控除)</p> <p>第 25 条 職員の給与からの控除は法令で認められたもののほか、次で掲げるものについて行うことができるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 市立保育園に勤務する職員の給食費の額</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>以下省略</p>

嘱託員の報酬等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(報酬からの控除)</p> <p>第 12 条 報酬からの控除は、法令で認められたもののほか、次に掲げるものについて行うことができるものとする。</p> <p>(1) 市立保育園及び市立認定こども園に勤務する嘱託員の給食費の額</p> <p>(2) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(報酬からの控除)</p> <p>第 12 条 報酬からの控除は、法令で認められたもののほか、次に掲げるものについて行うことができるものとする。</p> <p>(1) 市立保育園に勤務する嘱託員の給食費の額</p> <p>(2) 省略</p> <p>以下省略</p>

一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(支給方法等)</p> <p>第 22 条 1～7 省略</p> <p>8 賃金及び割増賃金からの控除は、法令で認められたもののほか、次に掲げるものについて行うことができるものとする。</p> <p>(1) <u>市立保育園及び市立認定こども園</u>に勤務する非常勤職員等の給食費の額</p> <p>(2) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(支給方法等)</p> <p>第 22 条 1～7 省略</p> <p>8 賃金及び割増賃金からの控除は、法令で認められたもののほか、次に掲げるものについて行うことができるものとする。</p> <p>(1) 市立保育園に勤務する非常勤職員等の給食費の額</p> <p>(2) 省略</p> <p>以下省略</p>

羽曳野市立小学校、中学校及び幼稚園の学校医等の公務災害補償に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p><u>羽曳野市学校医等の公務災害補償に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和 32 年法律第 143 号。以下「法」という。)第 4 条第 1 項の規定に基づき、<u>羽曳野市立の学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。))をいう。</u>の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(実施機関)</p> <p>第 2 条 補償は、<u>教育委員会(幼保連携型認定こども園の学校医等に係るものにあつては、市長。以下同じ。))</u>が実施するものとする。</p> <p>第 3 条～第 5 条 省略</p> <p>(委任)</p> <p>第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p> <p>以下省略</p>	<p><u>羽曳野市立小学校、中学校及び幼稚園の学校医等の公務災害補償に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和 32 年法律第 143 号。以下「法」という。)第 4 条第 1 項の規定に基づき、<u>羽曳野市立の小学校、中学校及び幼稚園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。))</u>の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(実施機関)</p> <p>第 2 条 補償は、<u>教育委員会</u>が実施するものとする。</p> <p>第 3 条～第 5 条 省略</p> <p>(委任)</p> <p>第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>以下省略</p>

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第 2 条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和 42 年政令第 274 号)第 1 条に規定する職員を除く。)で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>羽曳野市学校医等の公務災害補償に関する条例</u>(平成 14 年羽曳野市条例第 15 号)の適用を受ける者</p> <p>以下省略</p>	<p>(職員)</p> <p>第 2 条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和 42 年政令第 274 号)第 1 条に規定する職員を除く。)で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>羽曳野市立小学校、中学校及び幼稚園の学校医等の公務災害補償に関する条例</u>(平成 14 年羽曳野市条例第 15 号)の適用を受ける者</p> <p>以下省略</p>